

○桐生市環境先進都市将来構想推進協議会設置要綱

(平成 27 年 5 月 1 日施行)

改正 平成 28 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、桐生市環境先進都市将来構想(以下「将来構想」という。)を着実に推進するため、桐生市環境先進都市将来構想推進協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 将来構想に掲げる取組の進捗状況の把握、点検及び評価に関すること。
- (2) 将来構想及び将来構想実施計画の見直しに関すること。
- (3) その他将来構想の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業団体代表者
- (3) 市民団体代表者
- (4) エネルギー供給事業者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とし、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、各任期の初回の会議は、市長が招集するものとする。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。